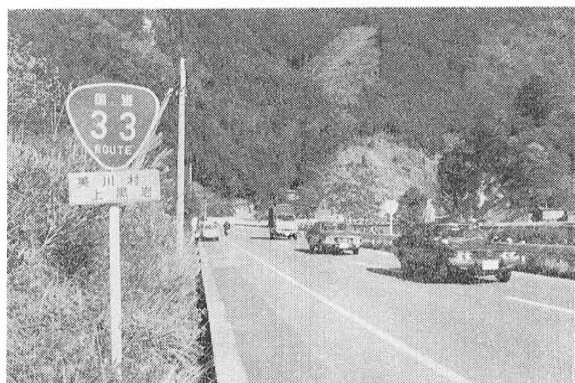


第五篇

土木・交通・国土調査



国道33号線

第一章 土 木

第一節 道路・橋 梁……………一八五

一、国道……………一八五 二、県道……………一八七 三、村道……………一九一

第二節 国土保全……………一九五

第二章 交 通……………一九六

第三章 国 土 調 査

第一節 地籍調査の必要……………一九九

一、これまでの土地調査……………一九九 二、国土調査法の成立と目的……………一九九

三、地 籍 調 査……………二〇〇 四、地籍調査の必要性……………二〇一

五、地籍調査の効果……………二〇一

第二節 本村の地籍調査事業……………二〇二

一、これまでの実績……………二〇二 二、字の区域の変更など……………二〇三

第一章 土 木

第一節 道路・橋梁

一、国 道

美川村誕生以来、道路等の規模・内容整備の向上はめざましいものである。道路を語るには先ず国道三三三号線を忘れてはなるまい。当時の国道は名称を二三三三号線と称していたが三〇年以降にその名も国道三三三三号線と改められた。その他の路線についても次々と名称変更があったのでここで説明しておくことにしたい。先ず県道では主要地方道である久万々面河線が石鎚スカイラインの計画によって西条を起点とし西条々久万線と変わり、河口々横河原線が美川々松山線、下組々小田線が美川々小田線、弘形々横河原停車場線が美川々川内線、久万々池川線が池川々久万線と、それぞれ改名された。

さて国道改良の発端は大字有枝の有枝橋改築から始めら

国道の改良事業の概要

国 道 総 延 長	120,100 m (美川村内延長 13.310 m)
県内橋延長	919 m, 24本 (美川村内延長 185.7 m, 3本)
県内トンネル延長	891 m, 3本 (美川村内トンネル 0)

れた。その架け替えの位置は現在の有枝橋川下約一〇〇呎の位置に決定された。このときから公共道路等の用地が本格的に買収されるようになり、所有権移転の登記まで行われるようになった。これまで国道の維持・管理は県に於いて行っていたが、今回の一大改良工事から国営で施行されることとなった。

この橋梁改築工事は松山の大手請負業者の「有光組」の手によって着工され、近代化した土木機械のブルドー

ザー、或はショベル等のエンジンの音が終日谷間にこだまし、地方では始めての大事業であった。地域の住民はこの状況を見て、昔のモッコ・ツルハシの原始的な工事と比較し驚歎したものであった。昭和三五年二月に前後の取

国道に架る美川地内の主な橋梁

名 称	橋 長	幅 員	事 業 費	架設年次
河 口 橋	29.7 m	7.5 m	19,065千円	昭和35. 2
美川大橋	132.0	7.7	55,350	41.12
成 川 橋	24.0	7.5	—	38. 3

付道路を含めて完成し、現地において落成式及び記念祝賀会が挙行され、その名も「河口橋」と命名された。国道三三号線の改良工事はここを最初として、村内至るところから工区を分けて、建設の声があがった。

この国道の起点は高知市で、終点は松山市の市役所前である。愛媛県側は昭和三四年八月に着工され、昭和四一年に改良工事が完成した。

この改良工事で美川村内で最も単価の大きかったのは、日野浦・松ヶ谷の一辺当り四〇万円であった。

美川大橋

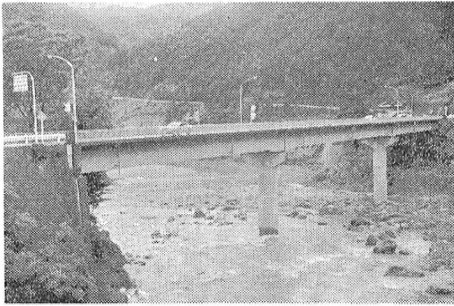
舗装工事については改良済みの所から逐次着工し、昭和三九年から四二年までに完成した。

村内の国道には主な橋梁が五本あるが、なかでも御三戸に架けられた「美川大橋」は郡内で最

も規模が大きく、架橋位置の決定についても関係者は苦労したものである。旧国道沿線の住民としては現在の御三戸橋から上流の現在の久万農協御三戸支所前の位置とするか、或は昔の国道であった堤・御三戸間の道路を利用して、久主ノ下りから堤への架橋を、それぞれ希望した。建設省としては御三戸・堤のいずれの部落も地すべり地帯で、地盤が軟弱なため技術的に不適當であり、また沿線の家屋の移転等も考慮し難色を示した。種々検討された結果、現在の位置に決定し、左岸の橋台付近にあった水口・岡本の二軒を移転させて美川大橋の完成を見たのである。

なお国道改良工事完成の陰に三坂・落出・古床などの各工区で作業中の事故で尊い人命が奪われたことを忘れてはなるまい。

現在、高知県境付近の大渡ダム建設により水没する区間の付替工事を除いては全線完了し、近代的な道路に改良された。沿線住民にとって悩みの種であった雨天時の水溜り、或は早天時の砂ぼこりの禍いから解放されることとなったが、諸車の交通量はしだいに増加し、多発する交通事故、故並びに交通公害に新たに心をいためる事となって来た。



二、県 道

さて橋梁架け替え等によって不要となった道路、及び橋梁の河口・尾貝・久主ノ下り・御三戸・成川・古床の五ヶ所については、完成後に村道として認定されて現在に至っている。美川村で最も古い永久橋である有枝橋については、上部橋面が木材であったもので、村道認定前に県がコンクリート橋面に改築し、高欄もこのとき改造された。

国道三三号線の改良にともない、その支線となる県道・村道の改良舗装が当然の課題となって来た。昭和四一年には石鎚スカイラインの計画が立てられた。この工事着工と併せて御三戸から面河村関門に至る県道池川久万線と、この計画によって起点を西条に変更改名された西条久万線（もとは久万面河線）の改良が必要となった。まず御三戸の国道分岐点から着工、昭和四〇年から四三年までに竜宮隧道まで事業費二、一〇〇万円をもって二車線に改良された。これと前後して西古味・東古味の通りが改良され、横山付近は局部的に現在も拡張工事が続けられている。

近年の道路工事の悩みとするものに、用地買収が挙げら

れるようになった。昔はあらゆる工事の用地は、ほとんど寄付によったので、経済的にも事務的にも比較的苦労はしなかったが、国道改良の用地買収を機に、すべて用地は買収することとなった。土地の所有形態、或は買収単価など個々において条件は異なるが、買収費の増高はもとより買収作業に多くの時間を要し、事業担当者の苦労はなみたいていでない。用地買収の作業が終れば事業は七〇ないし八〇%を完了した感じがする、とさえ言われるまでになった。昭和三五年頃の国道用地買収費は宅地で三・三平方呎当り五、〇〇〇円から一万二、〇〇〇円、山林で一〇呎当り一万五、〇〇〇円から二万五、〇〇〇円、昭和四〇年頃には宅地三万円から五万円、山林三万円から五万円であったが、その後、年々単価は上昇している。

県道改良で主なものは美川、松山線及び美川川内線（黒藤川分）と前記の西条久万線であるが、その他の道路にあっても自動車の急激な増加による交通量の増加と、交通安全対策の重視などにより改良の必要に迫られて局部的に工事が行われ、その量および事業費が増大している。

美川松山線は大正・昭和と延長され、一時中断されて

いたが昭和三五年から工事が再開された。以来一〇年を経て四五年に久万町中野村と結ばれ、国道三三号線の迂回路ともなる道路が完成した。途中の有枝川に架る上谷橋は昭和三九年に旧中津大橋の古材で架設されたが四八年に永久橋となった。この道路の完通には新谷村長はもとより、前村長の土居通榮、また日野久万町長をはじめ、久万町中野村の秋本富栄・梶川直栄など、多くの人々の努力があった。思えば大正七年に起点の河口に着工以

県道の現況

(昭49.3.31現在)

路線名	区間	延長	備考
主要地方道 西条～久万線	竹谷～面河村境	8,982m	} 12,553m
一般県道 池川～久万線	御三戸～瀧渡瀬橋	4,701	
〃	東古味～村境	7,852	} 18,874m
美川～川内線	古味～長崎	15,204	
〃	筒城～東古味	3,670	
美川～小田線	梨ノ下り～大栩	9,658	
美川～松山線	河口～上谷村境	3,375	
美川嶺～公園線	御三戸～大谷	11,120	
計 6路線		64,562	

来、目的の久万町への完通まで、幾多の苦勞と歳月を要したのであった。昭和三五年に工事が再開され、昭和四五年の完成に至る迄には三、六五〇万三、〇〇〇円が投入された。この工区は有枝の通称、風呂ヶ谷から村境までであった。昭和四五年一二月一五日当時の道路課長外県係官や地元県会議員、久万・美川両町村長を始め関係者多数出席のもとに完成を祝って現地に於いて落成式を挙行した。

主な工事概要

名称	年度	延長	幅員	事業費	完成年月	備考
中津大橋	36～38	76.3 ^m	5.5	71,300千円	昭39年3月	取付道路を含む
仕七川橋	36	51.5	6.0	23,330	〃37年3月	
大川橋	41	53.0	7.0	30,000	〃42年2月	
上谷橋	48	32.9	7.0	20,700	〃49年3月	
境野隧道	38	323.0 (176.0)	5.3	22,200 (12,000)	〃39年3月	()は愛媛県分
竜宮隧道	45	34.0	5.5	9,000	〃46年3月	

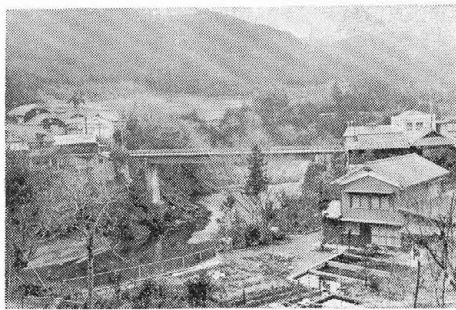
懸案であった。たびたびその機運がありながら実現できなかったが、二笹へのバス乗入れ運動が展開されたことが動機となった。当初は古床から二笹へのバス乗入を目標に、地元関係者と村が一体となって道路改良について県当局へ強力に運動を行なった。その結果とりあえず悪い部分から局部的に改良工事に着工することとなり、必要とする用地は地元促進委員の献身的努力によって、二笹地区についてはすべて寄付されることになった。

こうして昭和三八年から昭和四二年のバス運転開始までには実に六三箇所、延べ二、三二四戸を改良し、その事業費は二、〇七〇万四千円を要した。このほか地元民の汗の奉仕により簡単な切取り工事および待避所の設置などが行なわれ、その出役数は延べ一、一八〇人にのぼり、村からは砂利・火薬代など必要資材費として八九万九千円を投入した。四五年からは、さらに長崎までのバス乗入れを目標に二笹と長崎間に工事をのぼし、昭和四九年三月までに、その事業費四、六七四万九千円となっている。

県道美川嶺公園線ははじめ林道大谷線としてスキー場までが開設され、先に認定されていた大谷部落までの六、三

〇〇戸の村道を含めて、昭和四七年三月三一日に県道に昇格された。その延長は一一、一三八キロとなった。現在もなおスキー場、或は大川嶺自然公園への主要路線として改良工事が続けられている。

あらゆる事業のうち、国営の事業は村費負担は必要でないが、県営事業にあつては国費があるものは事業費の一分から三分、県単独費の場合は五分から三〇%を村費で負担している。これは昭和三四年に制定された県の土木建設事業費負担金条例に基づいて負担しているものである。昭和四四年に県条例の改正によって県が国費の補助を受けて行う事業には村費負担はいらなくなり、また四七年にも条例が改正されて負担率は五分から最高一〇%まで軽減された。



川 橋 七 仕

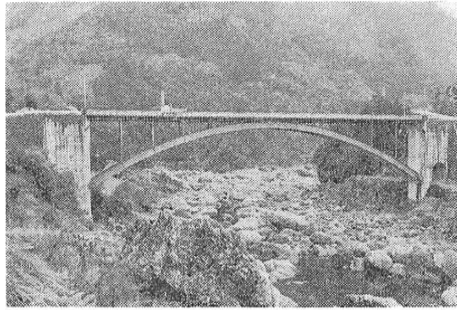
業費負担金条例に基づいて負担しているものである。昭和四四年に県条例の改正によって県が国費の補助を受けて行う事業には村費負担はいらなくなり、また四七年にも条例が改正されて負担率は五分から最高一〇%まで軽減された。

県道の橋梁の大きいも

のは美川村内で四本ある。昭和三十七年三月の仕七川橋の完成に続いて中津大橋・大川橋・上谷橋と四九年三月までに大小合せて一〇本の橋梁が木橋から永久橋へと姿を変えていった。

なかでも旧仕七川橋は吊橋であったが、しだいに交通量がふえ、諸車は大型化するため維持修繕を毎年行わなくてはならなかった。そこで改築の計画がなされたが、吊橋はそのまゝにして上流側に併行に架けることになり、兩岸の屋家八戸程が移転、あるいは改造を必要とした。

村内にある県道には境野・竜宮・横山下と隧道が三本あるが、そのうち二本については既に改築が完了している。県境にある境野隧道は昭和三九年三月に完成し、御三戸の竜宮隧道は昭和四六年三月に二車線で両側に歩道を併設



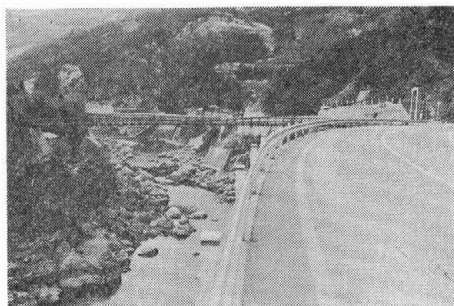
中津大橋

し完成した。この竜宮隧道は工事中通行の制限が不可能であるため、両側から河原に取付道路と川の部分に仮設道路を造って工事中の諸車の迂回路に使用した。

県道舗装事業は国道に続いて仕七川橋前後の両古味から着工になり、国道改良により付替えになった旧国道の河口から成川までの五箇所が舗装された。おおむね本格的な事業が始まったのは昭和四〇年の東古味より横山に向っての舗装からであり、東川・水押・長瀬・竹谷・黒藤川・大川・有枝等の家屋連接地区から逐次舗装され、昭和四九年三月現在では水押から村境、黒藤川から二笹の間、木地から長崎、大川上組から大榎まで、有枝本村から久万町境までの間などを残し主要なところの大半は舗装道となった。昭和四九年三月現在の県道舗装率は四五%



境野隧道



沢 渡 橋

も原因し、けつきよく三回の改築がなされ現在に至っている。また山村振興法による特認事業としては、一躍クローズアップされたスキー場に至る大谷本線の曲部改良の外、東川の三和橋の改築は昭和四五年

となっている。

三、村 道

村道の新設改良では、あまりめざましいものはなかったが、県費補助事業或は愛媛県低開発地域振興対策事業などにより、梅之瀬橋（黒藤川）の改築を手始として橋梁の永久橋化や小規模の道路改良が行われるようになった。

なかでも沢渡橋の改築については国道改良により塔の移転と対岸が地すべり地帯であるための地形変動等

主な村道一覽（幅員2m以上）

路 線 名	幅 員	延 長
	m	m
木 地 線	4.0	3,905.00
御三戸、荒瀬線	3.0	733.00
蕨 打 線	4.0	705.00
荒瀬、田渡野瀬線	3.0	184.00
程 野、仕出線	2.0	4,000.00
岩 屋 線	2.5 4.0	1,269.00
西古味、野尻線	3.3	857.00
藁 川 線	3.0	1,893.00
沢 渡、長崎線	4.0	1,250.00
長崎、ヨラキレ線	4.0	2,600.00
沢 渡 線	4.0	2,809.00
成 河、藤社線	4.0	3,229.00
東川、下ノ谷線	3.0	397.00

三月に完成し、また山振法の特認事業として大規模の沢渡線の改良が国庫補助事業として着手され、昭和四五年から四八年七月までに事業費六、六六〇万円をもって沢渡部落入口に達した。

この道路は地元、沢渡部落の長年の夢であり、再三にわたって、その声もあったが、起点の位置を御三戸にするか或は沢渡橋とするかで議論され、何れも中を流れる面河川にさえぎられて道路は実現しなかった。

そのうちに前記山振法の施行によって、コースも筒城か

主な土木工事施行状況

工 事 名	年 度	延 長	幅 員	事 業 費	備 考
梅之瀬改築工事	昭和36	14.0 ^m	4.0 ^m	1,025,000 ^円	県費補助事業
平井橋 //	38	80.4	3.0	2,644,000	// 高欄, 敷板改良
荒瀬橋 //	39	45.0	4.0	4,569,000	県費補助事業
黒藤川小学校 取付道路改良工事	39	61.0	4.0	1,290,000	//
東川~中学校線 道路改良工事	40	264.0	2.5	2,025,000	//
岩屋橋改築工事	41	25.5	4.0	3,427,000	//
木地線 道路改良工事	42	1,704.8	4.0	10,059,000	NHK補助及県費 貸付事業
大谷本線 道路改良工事	43	23ヶ処	4.0~6.0	20,000,000	国庫補助事業
長瀬橋改築工事	44	30.4	4.0	6,784,000	県費補助事業
程野~仕出線 災害復旧工事	45	20.0	2.0~4.5	2,005,000	国庫補助事業 仕出池の上
大谷本線 //	43	43.0	4.0	1,350,000	// 中黒岩 中ノ川
三和橋改築工事	44	20.0	4.0	6,300,000	国庫補助事業
大谷本線 中黒岩舗装工事	44	452.0	4.0	3,000,000	県費貸付事業
// 大谷舗装工事	45	735.0	4.0	5,000,000	//
沢渡線改良工事	45~47	2,809.0	4.0	66,500,000	1, 2, 3期工事 国庫補助事業
巖打線舗装工事	46	708.0	3.5	5,500,000	県費補助事業
西古味~野尻線 舗装工事	47	764.0	3.0	6,000,000	//
七鳥橋改築工事	//	20.0	2.5	3,180,000	//
大川口橋 //	48	23.4	3.5	7,900,000	//
平井橋 //	//	80.4	2.8	9,000,000	主索, 台風索, 塔 柱改良
沢渡線 改良工事	//	65.0	4.0	5,750,000	4期工事 県費補助事業
成河~藤社線 舗装工事	47	384.0	3.5	4,150,000	//
// //	48	400.0	3.5	4,400,000	//
御三戸~荒瀬線 舗装工事	48	400.0	3.0	4,400,000	//
ヨラギレ 1.2.3号橋改築工事	47		4.0	5,660,000	//
// 4.5号橋改築工事	48		4.0	4,680,000	//

第1章 土 木

工 事 名	年 度	延 長	巾 員	事 業 費	備 考
西古味と野尻線 道路改良工事	昭和 47	4ヶ所	3.0 ^m ~5.0	3,956,000 ^円	県費補助事業
蕨打線 〃	46	〃	4.0~5.0	3,140,000	〃
三岩〜トロメキ線 道路改良工事	41~42	237.0 ^m	3.6	3,857,000	1, 2期工事 県費補助事業
沢渡橋改築工事	41	76.0	2.5	4,489,000	〃 右岸主塔及高欄, 敷板, 主索改良
〃	45	〃	2.5	3,680,000	〃 主桁吊線改良
平和橋改築工事	47	68.0	2.3	6,460,000	〃 主索を除く外改良
前川橋改築工事	42	24.5	2.5	2,110,000	県費補助事業
成橋改築工事	47	13.5	4.0	4,360,000	〃

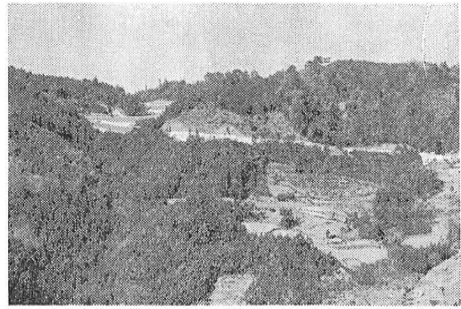
村 道 の 動 向

年. 月	道		路		橋 梁	
	総 延 長	うち車道 (巾2m以上)	舗装延長	箇所数	延 長	
昭和 42.4	147,267 ^m	17,314 ^m	— ^m	84	1,054 ^m	
43.4	148,553	16,273	1,115	87	1,142	
45.4	159,338	25,690	1,287	87	1,131	
47.4	151,042	19,171	2,366	84	1,119	
48.4	155,843	25,538	3,514	89	1,151	
49.2	156,600	26,015	4,314	88	1,151	

ら峠越えをする現在のものに決定し、部落世話人も若手連中で結成され、いよいよ鉄入れの段取りとなった。着工はしたものの、長い区間の用地の確保には村も地元も大変苦勞をし、また施行した業者においても工事現場は土質軟弱なため建設資材の運搬には泣かされたものである。

木地線は、筒城と二笹との山頂にテレビ塔が建てられることになり、その管理道路として建設されることになった。道路起点は置俵とし、二二〇〇は林道として開設され、これより峠までを村道として建設が進められたが、工事が難行して苦勞が多かった。

村道舗装事業は昭和四三年に中黒岩部落を施行したのが最初であり、逐次重要なものから実施された。



線 渡 沢 村 道

永久橋 架設状況

(10m以上)

橋名	幅員	延長	架設年次	備考
平井橋	2.8m	80.40m	昭. 17	吊橋
沢渡橋	2.5	76.00	〃 5	〃
平和橋	2.3	68.00	〃 25	〃
平瀬橋	4.0	45.00	〃 40	コンクリート桁
梅之瀬橋	4.0	14.00	〃 37	〃
岩屋橋	4.0	25.50	〃 42	〃
前川橋	2.5	24.50	〃 43	鋼桁
長瀬橋	4.0	30.40	〃 45	コンクリート桁
七鳥橋	2.5	20.00	〃 47	潜水橋
三和橋	4.0	20.00	〃 45	コンクリート、アーチ
有枝橋	4.0	32.00	大 11	〃
御三戸橋	4.0	31.50	大 11	〃
成川橋	5.0	24.00	昭 10	コンクリート桁
成川橋	4.0	13.50	〃 48	〃

吊橋は平井・沢渡・平和橋の三本があるが、何れも安全なものがなく、改築の計画をするにも設計施工ともに技術者が乏しい現状である。今後の悩みの一つである。

第二節 国土保全

昭和三三年に地すべり防止法が制定され、それまであまり行なわれなかつた地すべり地帯の防災工事が本格的に実施せられるようになった。

以前は、防災的な工事は至って消極的であり、工事は皆無に等しく、地すべり災害などは天災としてあきらめられていたが、昭和四五年ごろよりこれらの災害も行政面での責任に問われるようになった。

そこで、防災事業は大きな課題となつて、その事業費においても巨費を投ぜられる事になった。村内においては一地区が防止地域として指定され、累計事業費は一億六、八〇〇万円にも及んでいる。

いっぽう砂防法によつて施行される事業においても、前記事業とともに重視され、主に砂防堰堤に至つては昭和三〇年以来実に一五ヶ所が施行され、その事業費は一億七、四〇〇万円となっている。

災害復旧工事は道路・河川など数多く行なわれている

地すべり防止地域指定工事施行状況

地域名	指定年月日	指定面積	累計事業費
二 窺	34. 1. 29	22.90	2,300,000
中 黒 岩	35. 8. 13	27.50	5,373,000
簗 川	35. 8. 13	20.93	34,204,000
高 山	36. 5. 24	20.60	30,214,000
黒 藤 川	36. 5. 24	13.60	—
沢 渡	36. 5. 24	33.50	26,800,000
合 戦	36. 5. 24	19.50	800,000
大 谷	36. 5. 24	13.20	3,800,000
上 谷	37.12. 6	5.83	3,200,000
上 黒 岩	42. 3. 31	56.10	46,078,000
仕 出	35. 8. 13	11.40	15,401,000
計	11 地区	245.06	168,170,000

が、なかでも著しいものとしては昭和三八年の台風により、大川上組に山崩れが発生して、下流の豊久では河川が左岸側に新しくできあがつた。そのため旧河川の復旧をあきらめて敷地を新旧交換することになった。この新しい河川の整備工事費は、二、六〇〇万円を費した。これを機に、大川の河川については兩岸を大部分復旧し、また橋梁についてもすべてが永久橋とされ、様相が一変した。

土木工事は昭和三五年ころまでは旧来の方法で工事が行なわれていたが、このころより美川村の建設業者でも予土建設株式会社がブルドーザーを始めて入手し、機械化の時期が到来した。その後、次々と建設業者が機械化に切り替えて今では八業者すべてが大小を問わず重機械を整備するようになった。つるはしや、大八車の姿は見られなくなり、土木工事も機械化し大型化されてきた。昔いわれた「土方殺すにヤ刃物はいらぬ。雨の三日も降ればよい」と云う言葉は、今ではもう通用しないものとなった。

第二章 交 通

交通機関としては、一般乗合自動車では日本国有鉄道の運営する国鉄バスと、伊予鉄道株式会社による伊予鉄バスであり、また、タクシー業としては美川タクシーがある。

このほかに昭和四〇年ごろから大衆化してきた家用車があるが、現在は一戸一台と言って過言でないほどに普及

してきた。そのため乗合バス、或いはタクシーの利用者は大幅に減ってきた。

昭和三三年当時の道路は国道以下すべてが道幅が狭く、カーブの多い砂利道であった。松山へ行くにも、御三戸から松山までバスで三時間を要した。途中の三坂峠付近は難所とされ、夏は車窓をあげれば砂塵になやまされ、途中での諸車の離合もわずらわしかった。お互いに道を譲らず、運転手どうしのにらみ合いがあり、時には暴力沙汰になることさえあった。このような状態で、無駄な時間を費していたものである。

国道の改修が進み二車線となり、昭和三七年一月二〇日、松山・高知間に特急バスが運転され、その能力は一四人乗りのワンマンバスで、一日五往復であった。途中の停車は落出の休憩だけであった。

昭和四〇年七月一五日には、国道改修完了に併せ、従来の小型特急バスを改めて大型四八人乗りの急行便が走るようになり、最初の停車駅は久万と落出であったが、やがて御三戸にも停車するようになり、以前の松山・高知間の五時間が現在では僅か三時間二〇分に短縮された。

伊予鉄バスは久万く面河・久万く水押間を畑野川、或いは御三戸經由で運転されていたが、国鉄バスの面河乗入れと同時に松山く久万間にも伊予鉄バスが運行されることとなった。また国鉄バスは、昭和四二年一〇月八日に地元民待望の落出く二箇間の運行を開始した。この開通式は古床で行なわれ、また祝賀式は二箇小学校で関係者多数出席のもとに盛大に行なわれた。第一便が二箇へ向う沿道で住民は小旗を振って喜び、終点の二箇では小学校児童が鼓笛隊で迎え、異口同音に喜びあった。なかでもこのバス乗入れに長い間、地元世話人として苦勞された役員達が涙ながらに喜びあっていたのは、特に印象的であった。

また昭和三六年には美川スキー場へのスキーバスの乗入れが開始された。スキーシーズン中、土・日・祭日に一日三便が運転され、現在は二便となっている。

道路網としては県都松山へは国道三三三号線が結び、支線としては六本の県道と村道成河・藤社線、鏡川線などがある。

自動車交通量は国道では、御三戸地点で昭和三七年に四二六台、昭和四六年には二、三三七台、何れも一二時間交

通量となっている。その後も自家用車は増加の傾向にあり、現在はおびただしい交通量となっている。

幹線である国道の整備に続いて主要県道の整備が進むに従って道路交通の発展をみたが、これは一つには国および国民経済の成長によって自動車の増加のみならず、あらゆる生活様式が都市化したことによるものである。

御三戸く松山間も今日では僅か一時間五〇分で結べるようになるなど、都市と田舎が時間的に接近してきたため文化、或いは経済交流も容易になった。

昭和四九年三月現在のバス運行状況をみると次のとおりである。

国鉄バスの一便数

松山く高知、急行便二六便	四八人乗り
松山く落出、快速及び普通便一八便	七八人乗り
松山く面河、途中快速便四便	七八人乗り
落出く二箇、普通便四便	六一人乗り
伊予鉄バスの一便数	

松山・久万く面河四便、うち二便は土小屋まで、久万く水押、普通便二便

このように、松山と御三戸間は一日に国鉄が四八便、伊予鉄が四便、両者合わせると五二便であり、実に二六往復のバス便が運行されている。従って、昔は松山へ行けば最低二日ばかりであったが、今日では日帰りがらくにできるようになった。

第三章 国土調査

第一節 地籍調査の必要

一、これまでの土地調査

現存する字限^{きり}図、公簿面積の源は地租の制度確立のための土地の調査にはじまるが、豊臣秀吉が天正一〇年（一五八二）に全国の検地（測量）を行なわせ土地台帳をつくったことが広く知られている。このときは、六尺三寸四方を一步（一坪）とし、三六〇坪を一反としている。ついで江戸幕府のもとで幕府・諸藩がしばしば検地を行なったが、これは六尺一分四方を一步とし、三〇〇歩を一反に改めて

いる。愛媛県においては、明治八年八月二七日、愛媛県権令岩村高俊の発した乾第一二一号の達書によって、改租事業着手が宣言され、この時の基準は六尺（一・八呎）を一間、一間四方を一步としている。当時の測量の技術は未熟で、今日の国土調査法に基づく地籍調査事業における測量の精度とは比べものにならないけれども間尺、間繩を使って一筆限り野取図をつくり、これを連合して一耕地限地図、一村限地図をつくって、この三種の図を地引帳と共に、県庁租税課に提出させ、検査官吏が現地に臨んで地主及び村総代人立会で一筆毎の畝杭と照合して異同を調べ、ある時は図について訂正させられた。この時の測量の事業に要する経費はすべて農民の負担としている。測量法に熟していない農民が不完全な器具によって実施するため困難を極め、完全に事業が終了したのが明治一四年であった。実に大事業であり、戸長はじめ村吏の精力的活躍がしのばれる。

二、国土調査法の成立と目的

狭い国土に過密な人口を擁するわが国において、国土の

利用の高度化によって、経済の再建を図ろうとする論議が、第二次世界大戦（昭和一六年二月八日～昭和二〇年八月一日）直後、有識者の間で行なわれ、昭和二年経済安定本部に設置された資源委員会に土地調査部会の組織が確立されて、土地調査に関する研究が進められた。こゝで昭和二五年五月一〇日には、経済安定本部に土地調査準備会が設置された。この準備会において国土調査の実施に必要な準備調査が行なわれ、昭和二六年三月、第一〇国会に「国土調査法案」が上程され、同年六月一日法律第八〇号をもって国土調査法が制定されるにいたつたのである。

国土調査は、国土の基礎調査であり、基本調査・地籍調査・土地分類調査及び水調査に分類される。このうち基本調査は地籍調査のための基準点の測量、土地分類調査のための地形・地質・土壌の概況調査、水調査のための観測地点の選点である。地籍調査は土地の境界・面積・所有者・地目・地番の調査であり、土地分類調査は土地の利用現況・自然的要素・生産力の調査であり、水調査は雨量・流量・水質・流砂状況・水利の調査である。国土調査の目的は、これらの調査を総合的に行ない、国土の自然的な実態を科

学的に明らかにし、国土をより高度に、かつ合理的に利用するための基礎資料を整備することにある。国土調査のうち、まず事業化されたのは地籍調査である。しかしながら三七年までの全国の事業の実績は遅々として進捗を見るに至らず、国土調査の画期的推進を図ることが現下の急務であるとすする社団法人全国国土調査協会の請願に基づき昭和三七年四月第四〇国会に、自民・社会・民社各党共同提案による「国土調査促進特別措置法案」が上程され、同年五月法律第一四三号をもって、国土調査促進特別措置法が制定された。

この特別措置法に基づき、昭和三八年五月国土調査事業一〇ヶ年計画が閣議決定を見、三八年度以降の一〇ヶ年間に四万二、〇〇〇平方キの地籍調査を実施する計画が決定されたが、このうち愛媛県分は一、八八〇平方キで全国の四・五％であるが、美川村には当時実施計画はなく、右には含まれていなかった。

三、地籍調査

地籍調査は土地の基礎調査である。その調査する事項

は、一筆毎の土地について地番・地目、境界の調査と登記簿に記載された所有者に関する確認と、併せて境界の測量及び面積の測定であり、調査の結果は地図及び簿冊に作成される。調査の範囲は日本全土のあらゆる地目の土地におよんでいる。

その地図を地籍図といい、あらゆる土地の一筆毎の境界を近代的測量技術をもって、きわめて正確に測量して、縮尺二五〇分の一、五〇〇分の一、一、〇〇〇分の一、二、五〇〇分の一、五、〇〇〇分の一の地図を作成するものであるが、本村では一、〇〇〇分の一を採択した。地籍図では、基準点に基づく測量が実施される結果、その地図上の一筆毎の土地の境界点の地球上に占める位置が明かにされるので、災害その他の理由により、現地における土地の境界が不明になっても、この地図によって境界を現地に復元する能力を有するものである。

その簿冊は地籍簿といい、その様式は土地登記簿の表題部と同じ内容で、一筆毎の土地の所在・地番・地目・面積・所有者につき調査確認の結果を記載したものである。

これらの地籍図および地籍簿は、その写しが登記所に送

付され、登記所はこれに基づいて、登記簿の表題部の記載を改めることになっている。

四、地籍調査の必要性

現存する土地に関する資料は非常に貧弱であり、登記所に備えつけられている地図（字限図）や登記簿も、明治初年に作られたものを基礎として、これに加除訂正を加えたもので、特に地図は、当時の幼稚な測量技術と課税に対する配慮等のため、実際の土地に比べて、大きさも形も違っているものが多い。甚だしい場合には、大きさが何十分の一にもなっていたり、形が全然違っているものが数多くある。このように地図の精度が低いので、現地と合わず、また隣接する地図との接合ができず、地図としての役割を果し得ないようなものである。土地利用の高度化の要請を満たすためには、早急に全国土にわたり科学的に実態調査を実施して、土地に関する基礎資料としての地籍図、地籍簿を整備して、地籍制度の確立を図ることが必要である。

五、地籍調査の効果

1、測量の費用と時間の節約ができ、正確な計画施工が可能となる。例えば公共土木事業・土地改良事業・農業振興事業・村総合計画開発事業などの場合、この調査が直ちに有効に使われる。

2、農林業等の経営合理化のための資料が得られる。

3、土地の権利関係が明確になる。

4、公租・公課・公共事業における受益者負担の公平化ができる。

5、登記簿の記載事項の修正整理ができる。

6、その他、土地行政全般の合理化・効率化を図ることができる。

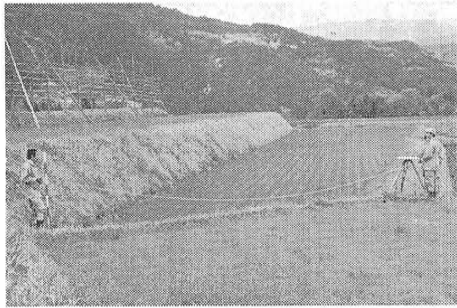
第二節 本村の地籍調査事業

一、これまでの実績

美川村の面積は一三五・〇二平方キであるが、国有地を除く一二八・二五平方キを四五年度より一〇ヶ年計画で完了する計画が樹てられている。地域としては、有枝を最初

に七鳥・東川・仕出・沢渡・黒藤川・日野浦・上黒岩・中黒岩・大川の順で実施しようとするものであり、現地測量及び面積測定をそれぞれの専門測量会社に指名競争入札で委託契約をして実施している。現在までの実績では四五年に大字有枝（程野を除く）と、四六年に程野と大字七鳥（直瀬川右岸）を平和測量株式会社に委託完了した。四七年以降は宮崎市の南興測量株式会社に図根三角測量・図根多角測量・一筆地測量工程、面積測定・地籍図作成工程を、また陸地写真株式会社、関西測量株式会社が面積測定と複図作成を行った。初年度は産業課の職員三名で担当したが、初めての事業でもあるので三・六平方キを計画実施した。法定事業費の負担割合は国が六分の四、県が六分の一、村が六分の一となっているものの、職員の人件費等についての補助はなく実質的には五割以上（昭和四七年度事業費実績調査参照）の村費の支出が必要である。郡内では久万町が最初に事業に取り組み、次いで美川・柳谷村が実施しているが財政事情が許されない町村は実施が不可能である。理事者の事業に対する理解と、土地所有者の理解及び協力体制（境界の刈明け、土地立札、境界杭）が事業の

進捗を左右する。本村は村長の配慮と熱情により昭和四七年六月一六日には機構改革を行い、国土調査課を新設して専任の職員七名を配置した。地籍調査事業に従事する職員は土地の測量に関することで、土地所有者の権利にも影響することが大きいから、全額村費をもって測量専門学校に二名の職員を一年間派遣して技術を修得させ、この事業に専念させている。事務吏員、技術吏員ともに苦勞もあるが、能率的な事業実施を図り、一〇ヶ年計画を早めに完遂すべく努力している。ただ世界的な石油危機の影響もあって石油製品の値上り、これに便乗しての生活資材のインフレ化、これの防止策としての公共事業の抑制もあり、計画通りの事業量認可が懸念される。国土調査一〇ヶ年計画図及び昭和四九年度事業計画地区別説明調



一筆地測量風景

書（事業の進捗状況）を参照して現在の進捗状況を見ていただきたい。調査は現況主義で、地目変更などもかなりあるので、筆数・面積の変動も多いが調査前後の変動状況は変動表を参照されたい。

一、字の区域の変更など

美川村は大字仕出・七鳥・東川・黒藤川・沢渡・中黒岩・上黒岩・有枝・大川・日野浦の一〇区域に区分されているが、それぞれの区域の境界は明確でない。地籍調査事業を契機に河川・道等の長狭物や畝境等によって大字界を設定して明確にするとともに、大字を廃止（例えば大字有枝を有枝に変更）し、あわせて小字名も廃止することとした。これは地籍調査において合併があったものとして処理する必要や、登記事務その他行政等事務手続きについても簡素化をはかるためである。地域ごとの住民との話し合いや、議員協議会でも充分論議をして実施することとし、併せて地番変更も行うこととした。現在美川村内で地籍調査が完了して大字をとり除いた地区と、その廃止年月日は次のようである。

○県知事の告示月日

有枝 昭和四八年六月二六日

七鳥 昭和四九年二月一日

東川 昭和四九年五月一〇日

なお国土調査実施の跡を顧みて、新谷村長は次のように述べている。

国土調査回顧の一端 美川村長 新谷 優

一、あなたは山林をいくら持っておりますかの問いに、早速その面積を答えられない。一筆毎の実面積が判らないのである。

二、字限図を見ても場所・形状も確かでない場合が多い。かえって紛争のもとになる場合がある。

三、所有権の移転登記の場合、確実な地名を記入しても不都合なこともある。

これらは何んとかならないものだろうか、此の改正が住民の長年の希望であったが、一三五平方キの面積と五万余筆に及ぶ筆数では大変な事業だろうと、気の遠くなる思いで仲々思いつけなかったが、県農地拓殖課の数回に及ぶ勸

誘と指導で、昭和四五年四月一日規程第六号により公布されたが、決断までに二年くらいかかったと思う。

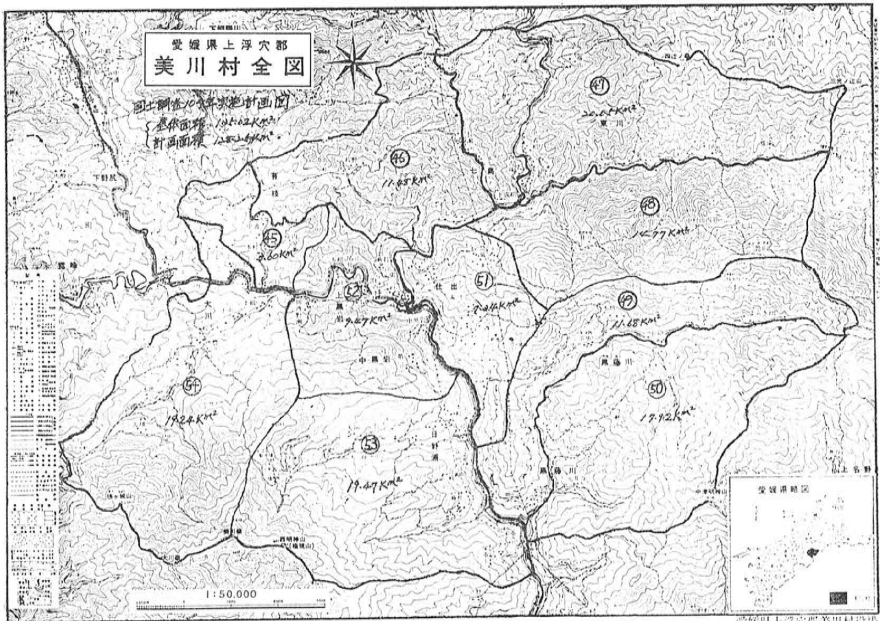
やるからには合理的にと、先ず測量技術の有資格者を養成するため測量専門学校に二名を起用し入学させた。

次に年次計画による村民個々の心がまえと、部落の協力体制を得るため、部落説明会を開いた。実施部落は年々変わるが円満に、また能率的に進めている。これも村民の理解の深まりと職員の経験の知恵だろうと思う。四等三角点の設置から一筆地調査、一筆地測量・面積測定、複図作成等々、特に見事な原図、複図に喜び、目下登記完了へと努力中であるが、その成果は今後村民の新たなる期待にこたえる事を確信している。

また登記所へ地籍簿・地籍図・地番対照表等を持ち込んだ時点で、測量完了部落の協力委員の方々に、感謝状と粗品を贈呈してその労をねぎらっている。

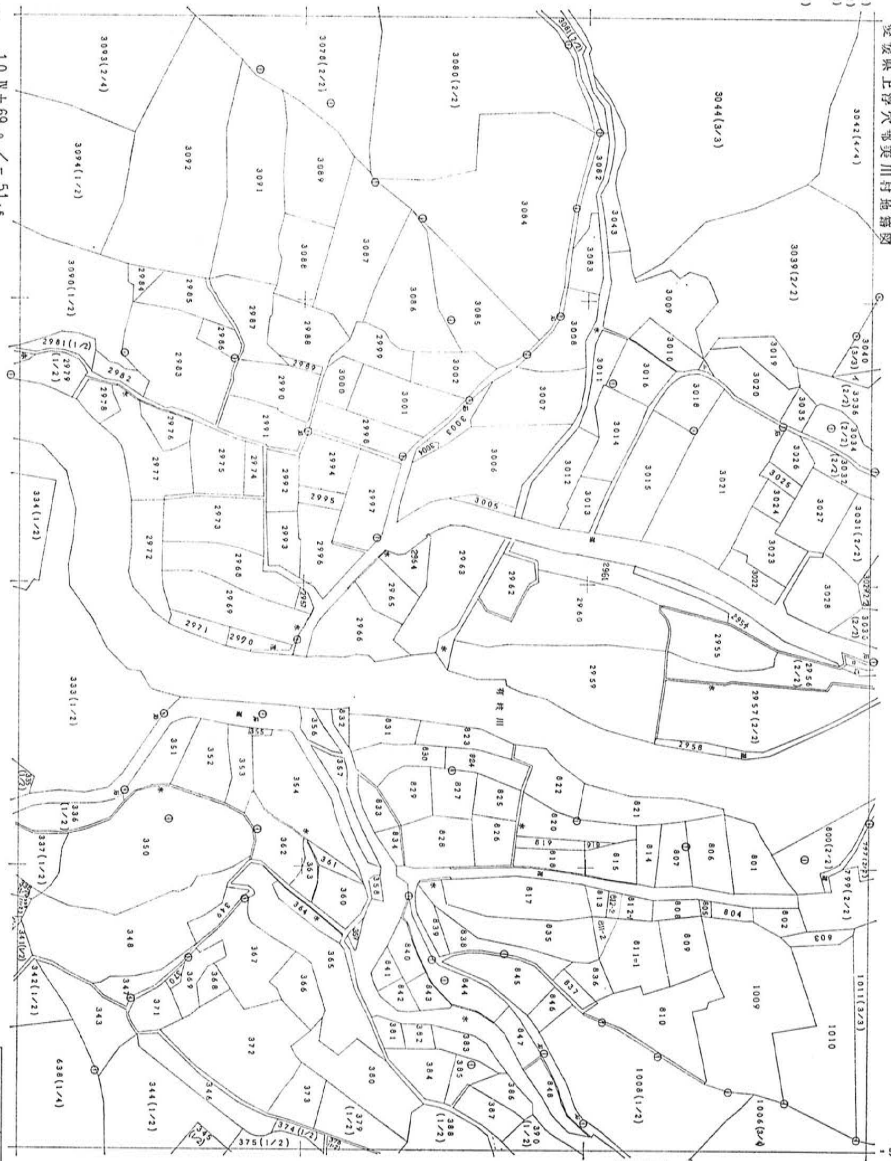
地籍調査事業開始経過概要

- 四四、 一、二、 五 県に対して地籍調査事業の実施要望書提出
- 四五、 二、一八 昭和四五年度地籍調査事業計画書県に提出
- 二、一三三 地理院四国測量部長に対し基準点測量方の陳情
- 三、一四 国土調査推進協議会開催
- 三、三一 国土調査実施に伴う部落説明会開催
- 四、一 国土調査事務体制確立 専任三名兼務二名
- 五、一三 昭和四五年度地籍調査事業計画 県と協議
- 五、一五 昭和四五年度国土調査（地籍調査）費補助金 内示
- 五、二九 実施協力委員一三名委嘱
- 七、五 一筆地確認調査開始
- 七、一五 昭和四五年度地籍調査事業計画承認
- 九、三 国土調査費補助金決定通知
- 九、四 美川村告示六号で地籍調査実施の公示
- 九、二六 C D F 測量契約 平和測量株式会社
- 一〇、八 松山地方務局美川出張所との協議会開催
- 一〇、九 図根点現地選定に入る（平和測量）
- 一一、六 現地測量開始



愛媛県上野火郷美川村地籍図

- 4 3008 (1/2)
- 4 3009 (2/2)
- 4 3010 (1/2)
- 4 3011 (1/2)
- 4 3012 (1/2)



4 59.0
10 W + 69.0 / - 51.6

4 59.3

4 41	4 42	4 43
4 51	4 52	4 53
4 61	4 62	4 63

23
新 規

頁 52 1972.2 調査
1:1000 1972.3 測図

第3章 国 土 調 査

昭和45年度 上 浮 穴 郡 美 川 村 有 枝

地籍調査実施前後の地目別筆数面積変動表

地 目	地 籍 調 査 前			地 籍 調 査 後		
	筆 数	面 積 ha	摘 要	筆 数	面 積 ha	摘 要
田	651	11.53		396	15.92	
畑	1,149	47.54		448	22.45	
宅 地	185	3.16		126	2.55	
塩 田						
鉦 泉 地						
池 沼	1	04				
山 林	1,029	76.15		1,007	353.36	筆界未定地 ³ 筆を含む
牧 場						
原 野	5	11		99	3.10	
墓 地	28	21		9	30	
境 内 地	1	12		1	05	
運 河 用 地						
水 道 用 地						
用 悪 水 路						
溜 池	1	03		2	10	
堤						
井 溝						
保 安 林						
公 衆 用 道 路	67	43				
公 園						
雑 種 地	3	05		3	05	
学 校 用 地	1	03				
長 狭 物					17.23	道 水 6.81 10.42
筆 界 未 定 地						
合 計	3,121	139.40		2,091	416.11	

昭和45年度

上浮穴郡美川村大字上黒岩

地目	地籍調査前			地籍調査後		
	筆数	面積 ha	摘要	筆数	面積 ha	摘要
田畑	11	1.78				
宅地						
塩田						
鉱泉						
池沼						
山林	7	31.20		27	44.82	
牧場						
原野						
墓地						
境内地						
運河用地						
水道用地						
用水路						
溜池						
堤						
井溝						
保安林						
公衆用道路						
公園						
雑種地						
長狭物					35	遊水 0.17 0.18
筆界未定地						
合計	18	32.98		27	45.17	

第3章 国 土 調 査

昭和46年度 上 浮 穴 郡 美 川 村 有 枝 の 一 部

地 目	地 籍 調 査 前			地 籍 調 査 後		
	筆 数	面 積 ha	摘 要	筆 数	面 積 ha	摘 要
田	110	2.68		66	3.10	
畑	409	33.30		189	8.80	
宅 地	50	92		34	90	
塩 田						
鉦 泉 地						
池 沼						
山 林	724	115.92		783	452.62	
牧 場						
原 野	1	10		24	68	
墓 地	19	22		11	13	
境 内 地						
運 河 用 地						
水 道 用 地						
用 悪 水 路						
溜 池				1	0	(31m ²)
堤						
井 溝						
保 安 林						
公 衆 用 道 路	20	79				
公 園 地						
雑 種 地				1	01	
長 狭 物					7.49	遊水 3.87 3.62
筆 界 未 定 地						
合 計	1,333	153.93		1,109	473.73	

昭和46年度

上浮穴郡美川村七鳥の一部

地 目	地 籍 調 査 前			地 籍 調 査 後		
	筆 数	面 積 ha	摘 要	筆 数	面 積 ha	摘 要
田	196	4.88		107	4.89	
畑	899	84.35		355	15.36	
宅 地	96	1.94		84	2.97	
塩 田						
鉱 泉 地						
池 沼						
山 林	634	191.91		876	529.35	筆界未定地 6筆を含む 筆数中には筆界未定地 3筆を含む①
牧 場						
原 野	12	1.47		19	99	
墓 地	52	18		21	30	
境 内 地	3	7.98		5	6.94	
運 河 用 地						
水 道 用 地						
用 悪 水 路						
溜 池				1	01	
堤						
井 溝						
保 安 林						
公 衆 用 道 路	9	05				
公 園						
雑 種 地				3	01	筆数中には筆界未定地 1筆を含む②
長 狭 物					10.07	道 5.61 水 4.46
筆 界 未 定 地					32	筆界未定地 ① ②
合 計	1,901	292.76		1,471	571.21	

第3章 国土調査

昭和46年度

上浮穴郡美川村大字上黒岩の一部

地 目	地 籍 調 査 前			地 籍 調 査 後		
	筆 数	面 積 ha	摘 要	筆 数	面 積 ha	摘 要
田						
畑	6	2.49				
宅 地						
塩 田						
鉦 泉 地						
池 沼						
山 林	6	1.68		17	8.56	
牧 場						
原 野						
墓 地						
境 内 地						
運 河 用 地						
水 道 用 地						
用 悪 水 路						
溜 池						
堤						
井 溝						
保 安 林						
公 衆 用 道 路						
公 園 地						
雑 種 地						
長 狭 物					12	道 水 0.12 (53.82㎡)
筆 界 未 定 地						
合 計	12	4.17		17	8.68	

昭和47年度

上浮穴郡美川村東川の一部

地 目	地 籍 調 査 前			地 籍 調 査 後		
	筆 数	面 積 ha	摘 要	筆 数	面 積 ha	摘 要
田	150	4.73		237	13.81	
畑	983	47.68		335	13.22	
宅 地	170	3.72		175	5.45	筆数中には筆界未 定地6筆を含む
塩 田						
鉱 泉 地						
池 沼	1	0.01				
山 林	595	161.96		726	376.38	筆数中には筆界未 定地17筆を含む
牧 場						
原 野	7	0.42		65	1.57	
墓 地	41	0.26		9	0.26	
境 内 地	1	0.16		1	0.26	
運 河 用 地						
水 道 用 地						
用 悪 水 路						
溜 池	1	0.23		6	0.32	
堤						
井 溝						
保 安 林				33	89.18	筆数中には筆界未 定地4筆を含む
公 衆 用 道 路	116	0.94				
公 園						
雑 種 地	5	0.09		10	0.46	
学 校 用 地				3	3.17	
狭 長 物					11.99	道 8.96 水 3.03
筆 界 未 定 地						
合 計	2,070	220.20		1,600	516.07	

第3章 国土調査

昭和47年度 上浮穴郡美川村七鳥の一部

地 目	地 籍 調 査 前			地 籍 調 査 後		
	筆 数	面 積 ha	摘 要	筆 数	面 積 ha	摘 要
田	84	2.03		85	4.97	
畑	1,098	82.53		464	18.41	
宅 地	165	2.99		184	4.46	
塩 田						
鉱 泉 地						
池 沼						
山 林	669	174.36		923	467.74	筆数中には筆界未 定地22筆を含む
牧 場						
原 野	27	1.26		40	0.85	
墓 地	57	0.25		12	0.36	
境 内 地				1	0.06	
運 河 用 地						
水 道 用 地						
用 悪 水 路						
溜 池				3	0.10	
堤						
井 溝						
保 安 林						
公 衆 用 道 路	24	0.11				
公 園						
雑 種 地	1	0.01		7	0.30	
長 狭 物					42.23	道 36.58 水 5.65
筆 界 未 定 地						
合 計	2,125	263.54		1,719	539.39	

昭和47年度事業費実績調書 (負担割合)

1. 収入の部

区 分	予 算 額	精 算 額	負 担 割 合
国 費	6,960,000 ^円	7,072,000 ^円	37.20 [%]
県 費	1,740,000	1,768,000	9.30
村 費	5,657,000	10,169,928	53.50
計	14,357,000	19,009,928	100.00

2. 支出の部

費 目	法 定 費	予 算 額	精 算 額	備 考
給 料			4,032,146 ^円	
職 員 手 当			1,769,236	
共 済 費			736,723	
賃 金	54,000		33,600	
旅 費	164,000	212,000	262,760	
需 用 費	105,000		164,905	
使用料及賃借料	21,000		16,020	
備 品 購 入 費	62,000	114,000	83,600	
賃 金	357,000	486,000	606,000	
需 用 費	164,000	370,000	199,568	
役 務 費	2,000	2,000	2,000	
使用料及賃借料	49,000	100,000	30,370	
工 事 請 負 金	9,630,000	13,073,000	11,073,000	
計	10,608,000	14,357,000	19,009,928	

昭和49年度事業計画地区別説明調書

市町村名	上浮穴郡美川村
県営地区名	

市町村面積	㊸市町村全体計画面積	現行10ヶ年計画量	㊹48年度までの実施済面積	㊺49年度実施予定面積	49年度事業費	㊻-㊼-㊽残面積
135.02km ²	128.25km ²	128.25km ²	33.54km ²	13.35km ²	19,146千円	81.36km ²

職員配置状況	専任7人 兼任0人	縮尺別面積実施済面積	250 km ²	500 1.60km ²	1,000 31.94km ²	2,500 km ²	5,000 km ²
--------	-----------	------------	---------------------	-------------------------	----------------------------	-----------------------	-----------------------

調査目的事由	開発の基礎資料整備と地籍の明確化を図る						
--------	---------------------	--	--	--	--	--	--

着手年度	単位区域		条件					48年度までの実績								49年度事業計画								認証請求計画 登記所送付計画							
	名称 番号	面積 km ²	精 度	縮 尺	傾 斜 度	視 通 状 況	一 平 均 面 積 筆	工程別面積(km ²)								工程別面積(km ²)								摘 要 その他	認 証 済 km ²	登 記 所 送 付 済 km ²	認 証 請 求 予 定 km ²	登 記 所 送 付 予 定 km ²			
								C (K B)	D (L B)	E	F (F A)	G	H	換 算 面 積	C (K B)	D (L B)	E	F (F A)	G	H	換 算 面 積										
45 ~46		1.60	乙1	1/500				1.60	1.60	1.60	1.60	1.60	1.60	1.60	1.60														1.60	1.60	11.48km ² 49年6月
45 ~47		24.11	乙2	1/1000				24.11	24.11	24.11	24.11	24.11	24.11	24.11	24.11														24.10	3.01	10.63km ² 49年8月
48	東川㊸	5.10	〃	〃	急傾	山II	3,451	〃	5.10	5.10	5.10	5.10																			
48	東川㊹	4.69	〃	〃	急峻	〃	3,978	〃	4.69	4.69	4.69	4.69																		9.79km ²	9.79km ²
49	東川㊺	3.42	乙3	1/2500	急傾	山I	13,959	〃																						50年3月	50年8月
49	東川㊻	10.83	乙2	1/1000	〃	山II	3,725	〃																							
合計		49.75							35.50	35.50	35.50	35.50	25.71	25.71	33.54	14.25	14.25	14.25	14.25	9.79	9.79	13.35						25.70	4.61	9.79	31.90

